

「個人住民税の現年課税化の在り方に関する 議論のまとめ」

令和6年3月

東京都税制調査会個人住民税の現年課税化の在り方に関する分科会

本分科会の趣旨

本分科会は、個人住民税の現年課税化の方策について、課題である事務負担軽減の観点も加えつつ、具体的な方式案を検討することとした。

※ 「現年課税化」とは、所得発生分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定し、徴収することとする。

- 個人住民税は、前年所得に基づき、地方自治体が税額を算出・決定する仕組みとなっているが、「所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましいこと」や「所得の発生と課税・納税までのタイムラグによる納税者の負担感」が指摘されてきたところである。
- 特に、安定した収入が確保されてきた終身雇用制度から、働き方の多様化等が進み、必ずしも収入が一定とは限らなくなっている近年において、その負担感が改めて認識されている。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、解雇や仕事の減少等により収入が激減した者が多く発生したことも記憶に新しい。
- 個人住民税の現年課税化については、これまで、国や関係団体においても長きにわたり議論されている。
しかし、給与所得者に代わり給与から個人住民税を差し引き、納入してきた事業主（特別徴収義務者）や課税している市町村にとっての事務の負担という課題により、実現には至っていない。
- この双方の事務負担を減少させる大きな解決策として、デジタル化の推進が期待されてきた中、ここ数年、税務手続きや税務事務においてもデジタル技術が大幅に向上し、また、マイナンバー法も整備されていることから、現年課税化の実現に向けた一つの転換期に差しかかったと捉えることができる。
- 以上の経緯や社会状況の変化、国の検討会で行われた議論を踏まえ、特別徴収義務者や区市町村の意見も聞きながら、「個人住民税の現年課税化の在り方」について検討を行うこととした。

現年課税化の意義

制度の在り方

- 本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい、とされている
出典「長期税制のあり方についての答申（昭和43年7月政府税制調査会）」、「個人所得課税に関する論点整理（平成17年6月政府税制調査会）」

現年課税化による効果

- 発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。
以下の働き方の多様化、雇用の流動化等時代・社会経済状況の変化により、その必要性はより高まっていると考えられる。

<働き方の多様化、雇用の流動化等による収入の変動・不安定さ>

- **非正規雇用者の増加** …期間を定めない雇用や短期間での雇用など、収入が不安定な非正規雇用者が近年増加
- **多様な正社員制度、年功型賃金体系の崩れによる収入変動者の増加**
…ライフスタイルに応じた職務内容や労働時間の柔軟化や年功型でない賃金体系へのシフト等により収入変動する従業員の増加
- **育児休業等取得の推進による増加** …育児・介護休業取得が推進されている中、一時期給与取得がなくなる従業員の増加

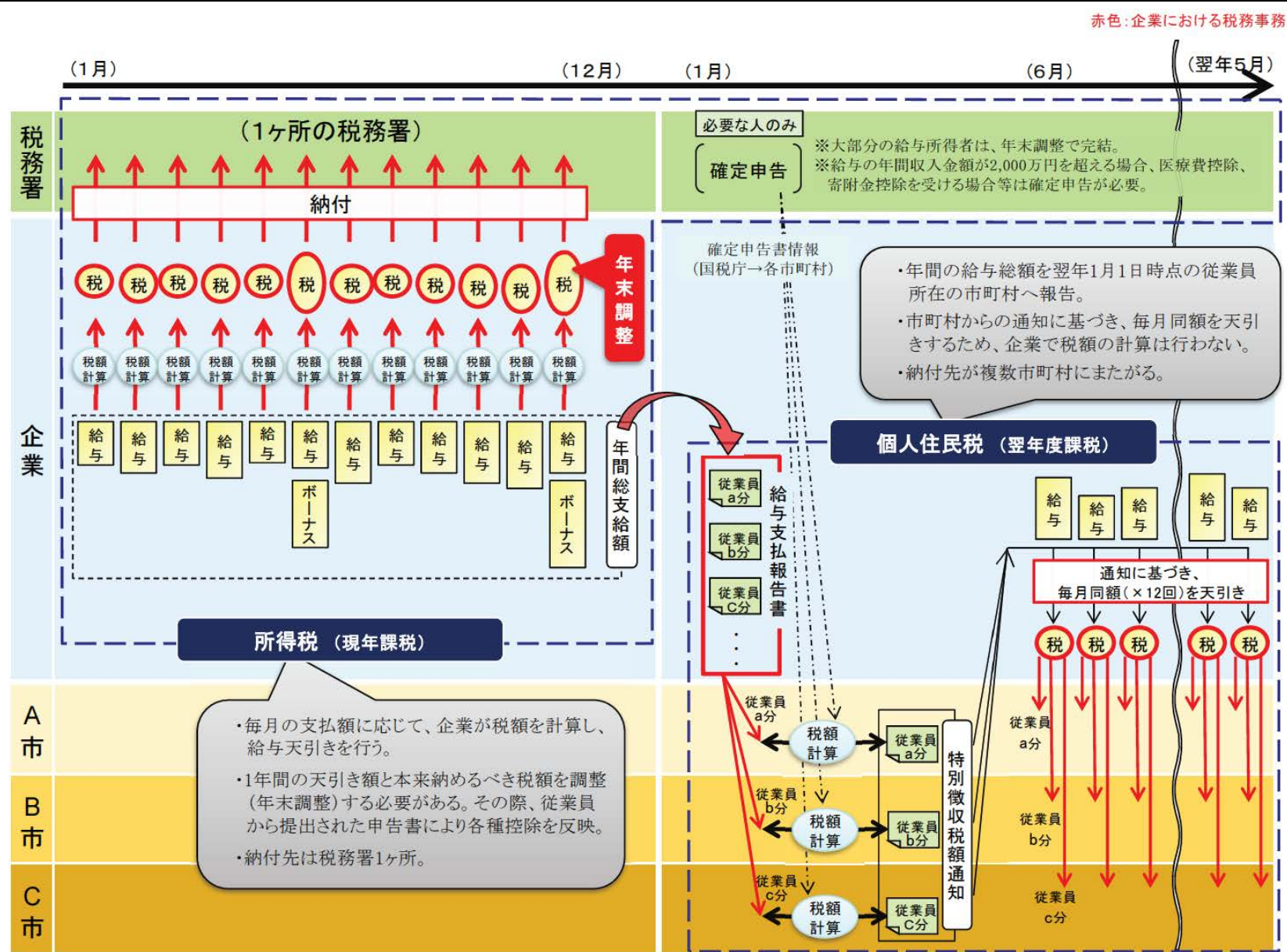
<課税の公平性の確保>

- **外国人労働者の増加**（賦課期日直前の帰国者に課税ができない、賦課期日後帰国者の徴税が困難）

- 所得税同様、収入発生と同時に差し引いて徴収される場合、納税者にとってわかりやすく、納税しやすい制度となる。
- リアルタイムの所得情報・還付先口座の把握が可能となり、生活困窮者等への迅速かつ適切な給付等を実現できる。
- 現年課税化により申告が必要となれば、納税者であるという意識の涵養につながる。

所得税・個人住民税の現行事務の流れ（現行）

（個人住民税）①源泉徴収：無し（確定税額の特別徴収） ②税額確定：市町村（賦課課税） ③精算：無し



注 総務省「令和2年度個人住民税検討会報告書」（令和2年11月）より抜粋。

事務フローのイメージ図 所得税方式（案１）（給与所得者の場合）

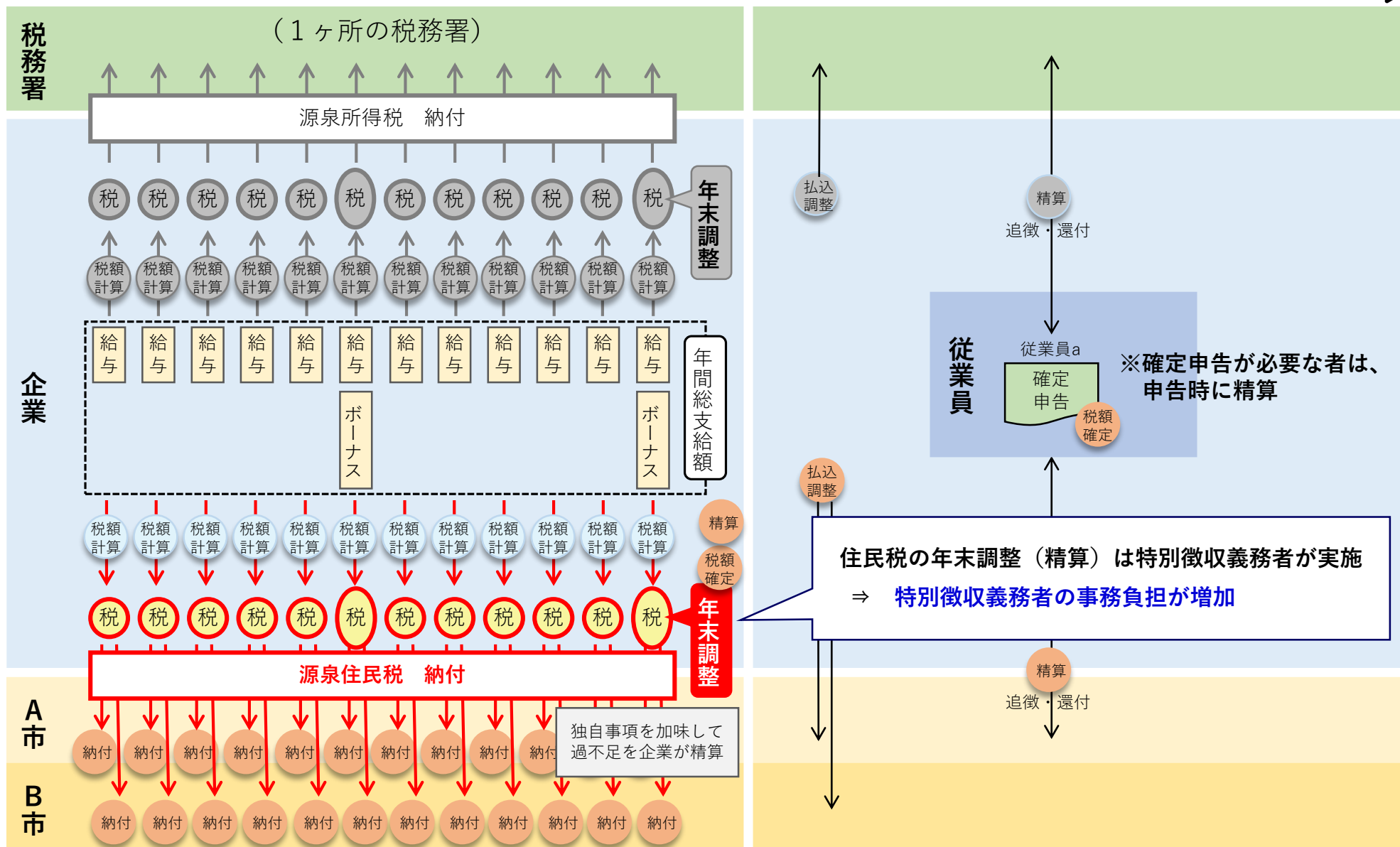
- ①源泉徴収：有り ②税額確定：特別徴収義務者（確定申告が必要な場合、納税者）
③精算：特別徴収義務者（確定申告が必要な場合、納税者）

(1月)

(12月)

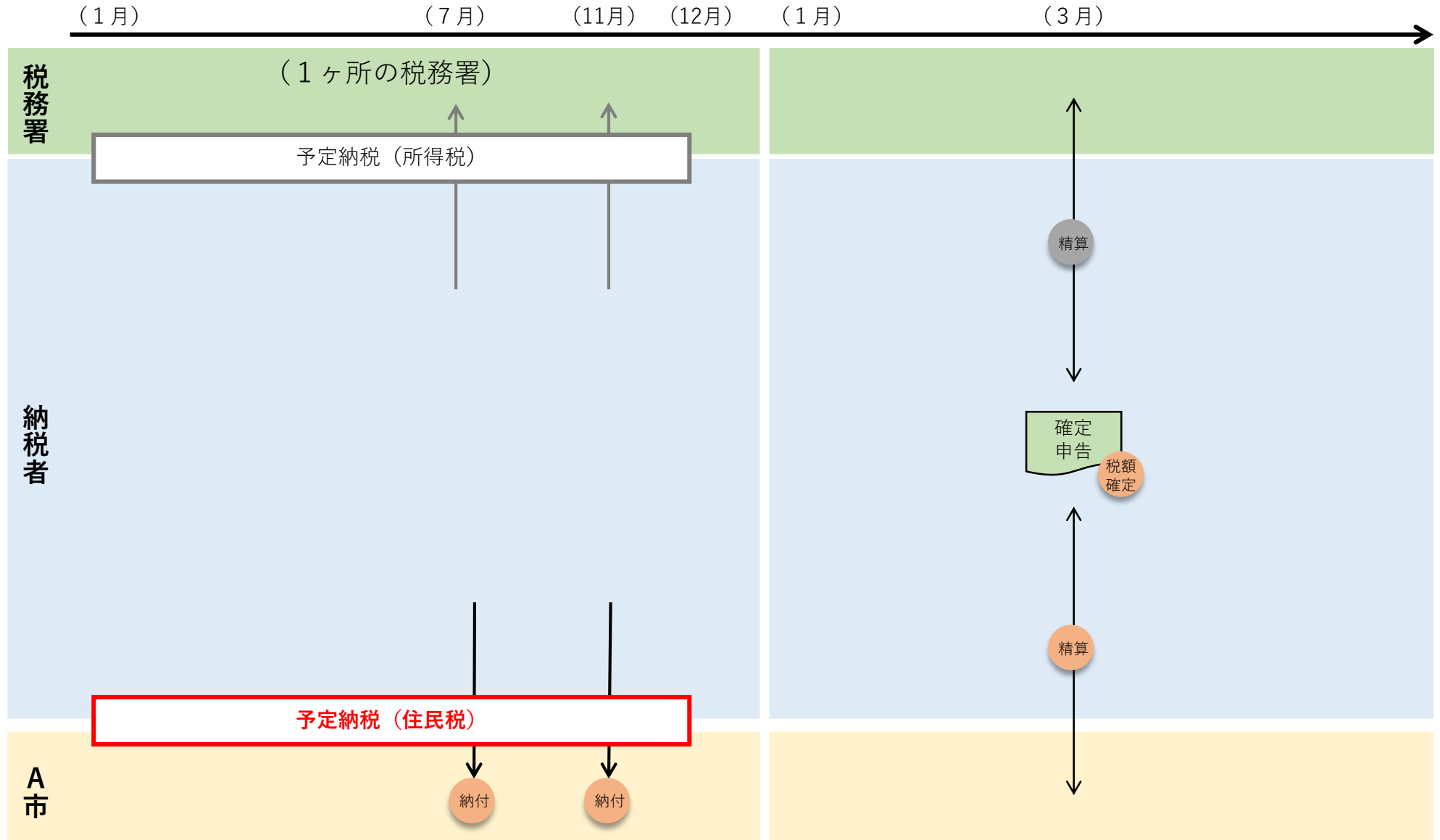
(1月)

(3月)



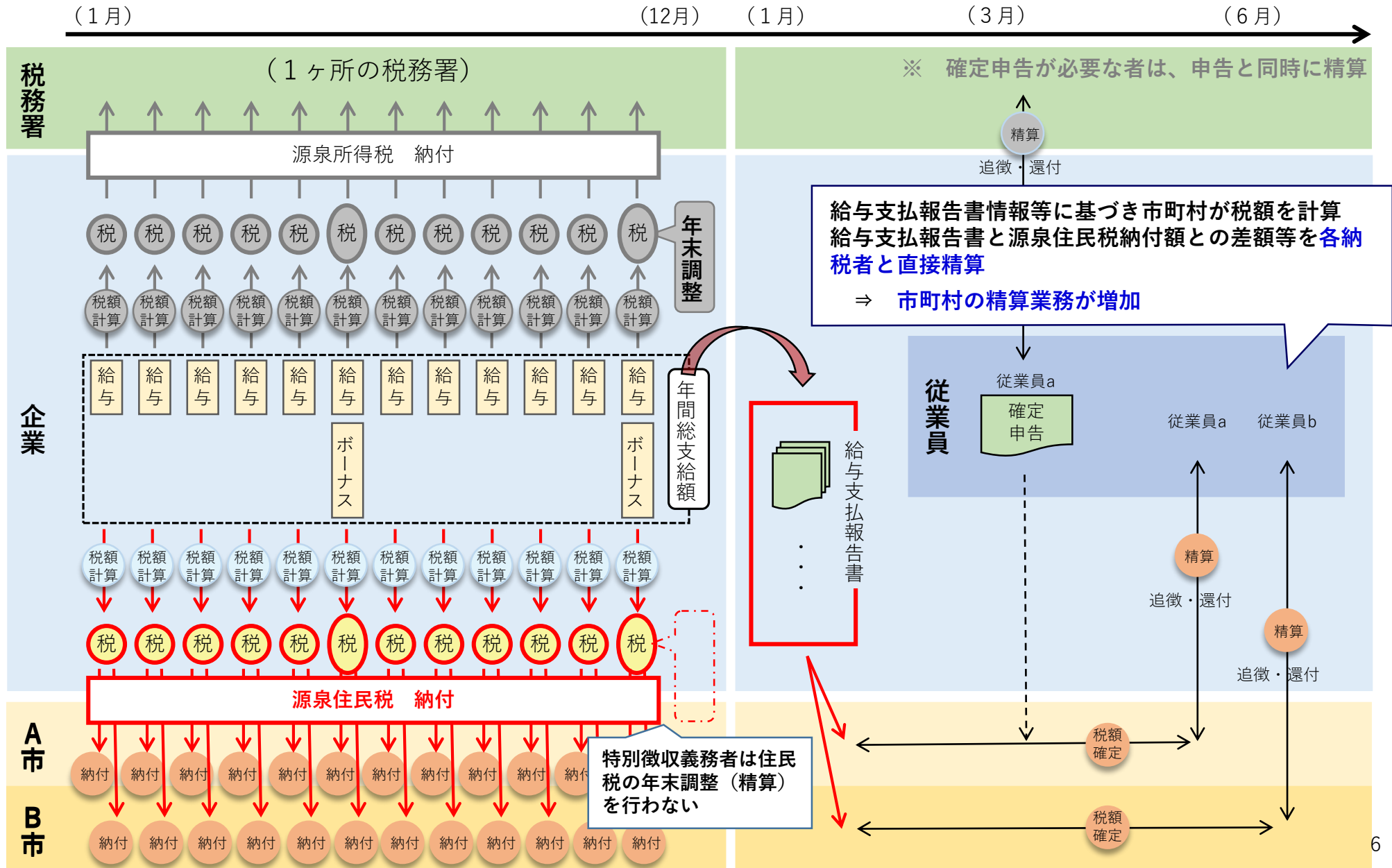
事務フローのイメージ図 所得税方式（案１）（事業所得者等の場合）

①源泉徴収：無し（ただし、予定納税） ②税額確定：納税者 ③精算：納税者



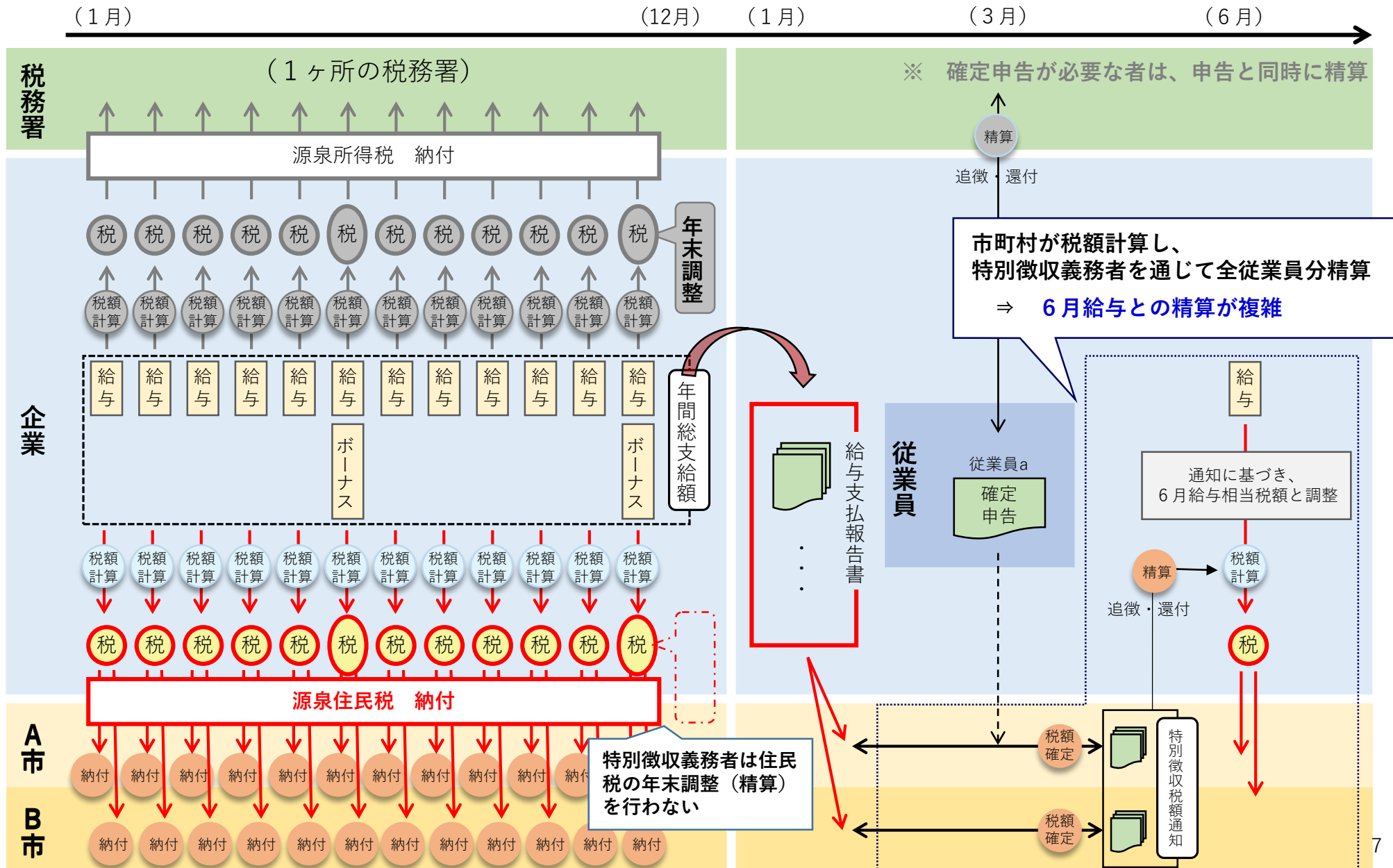
事務フローのイメージ図 源泉徴収・市町村精算方式（案２）（給与所得者の場合）

①源泉徴収：有り ②税額確定：市町村（賦課課税） ③精算：市町村が納税者との間で直接行う



事務フローのイメージ図 源泉徴収・市町村計算方式（案2'）（給与所得者の場合）

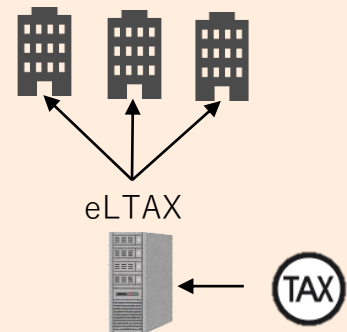
①源泉徴収：有り ②税額確定：市町村（賦課課税） ③精算：特別徴収義務者を通じて納税者との間で行う



税務事務のデジタル化の現状と今後のビジョン

共通納税システム

都道府県・市町村



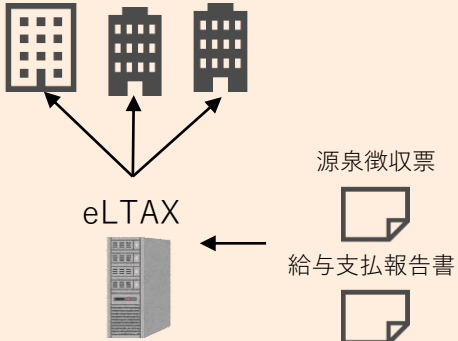
eLTAXを通じて

複数自治体へ一括納付が可能

国税との連携はない

電子的提出の一元化

税務署・都道府県・市町村



1 か所 (eLTAX) への提出で

国と自治体間への振り分けが可能

e-Taxでは、地方への振り分け不可

マイナンバーカード
普及率

73%

(令和 5 年12月31日時点)

給与支払報告書の
電子的提出

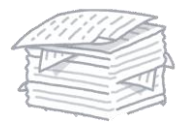
64.5%

(令和 4 年)

給与支払報告書等の電子的提出対象拡大

100枚以上

30枚以上



申告へ自動反映できる対象者増

現在

令和 6 年度

令和 9 年度

マイナポータルとの連携情報の対象拡大

自動入力の対象

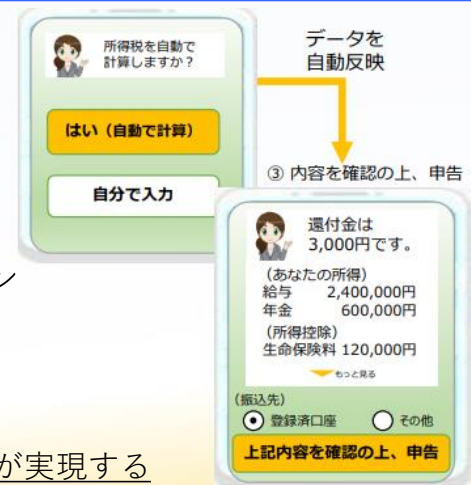
(対応済み)	ふるさと納税	生命保険	地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
(R5.1~)	医療費	国民年金保険料	
	公的年金等の源泉徴収票		
(R6.1~予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金	
(R6.2~予定)	給与所得の源泉徴収票		

自動入力対象が
拡大することで、
簡易な申告制度
実現に前進

「日本版記入済み申告書」 ～書かない確定申告～

- ① マイナポータルからログイン
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告

簡易な申告制度が実現する



デジタル化の進展によるシステムの活用

- 住民税の現年（源泉）徴収に伴い大幅に増加する税額精算の業務負担を、システムの活用により低減する。
- また、税額の確定には、各種控除情報・所得情報が必要となるが、システムの活用により、各種控除情報や所得情報の把握が簡便になることで、事務処理負担の効率化・事務負担の軽減が図られる。

【税額の確定】

（各種控除情報）

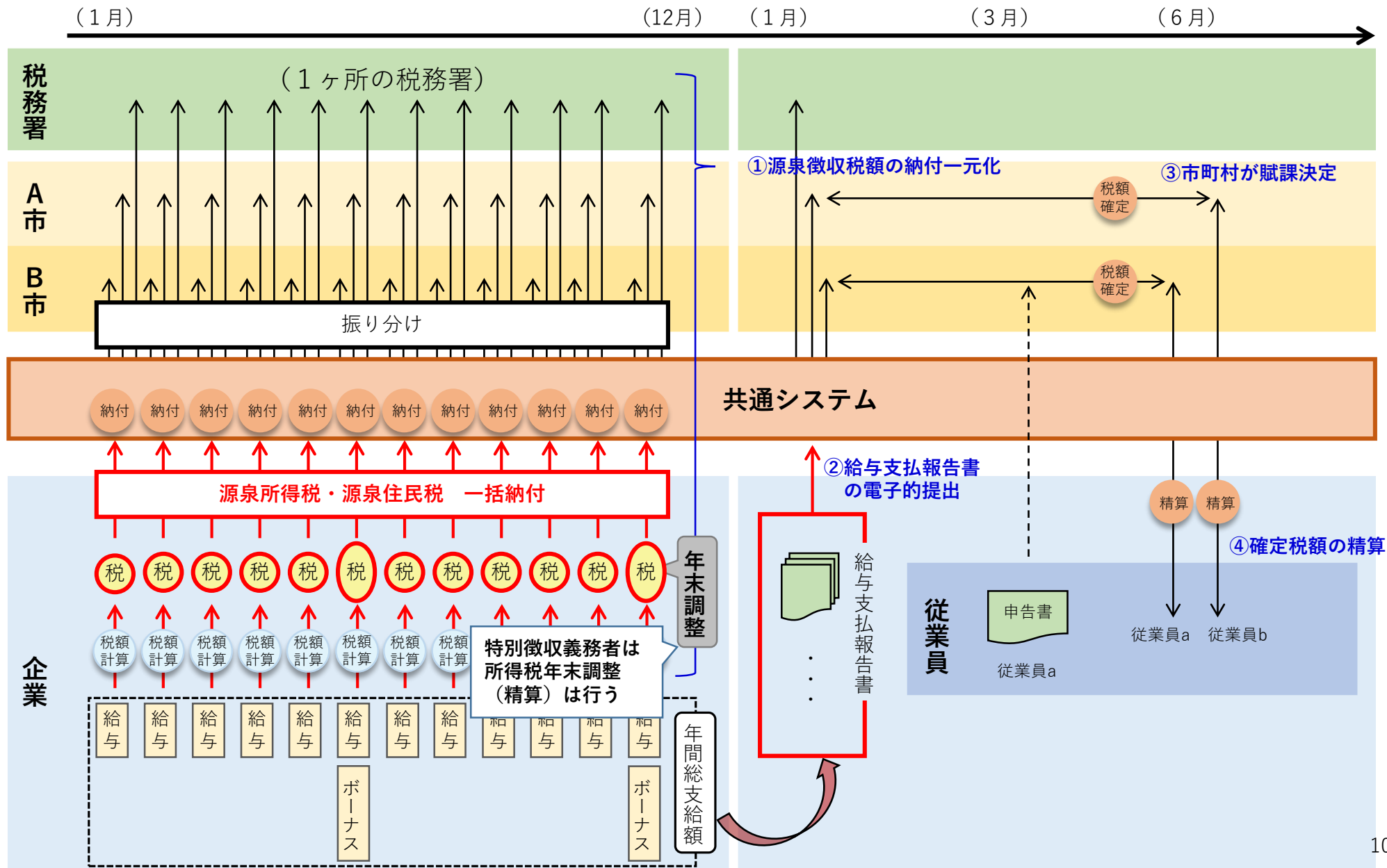
- 所得税の年末調整（各種控除情報）を加味した給与支払報告書を活用して、**市町村が税額確定** 案3①
- マイナンバーの仕組みで個人別に集約された各種控除情報のデータ連携（入力）の促進（制度化）、その情報を活用
この情報をもとに **市町村が税額決定** 案3②
 納税者本人が簡便な申告をして税額決定 案3③

（所得・源泉税額情報の把握）

- 特別徴収義務者が、給与支払報告書（所得情報・源泉徴収税額情報）を、12か月分徴収後、**年1回**共通システムに提出
- 特別徴収義務者が、給与支払報告書（所得情報・源泉徴収税額情報）を、毎月の源泉徴収と同時に、**月1回**共通システムに提出

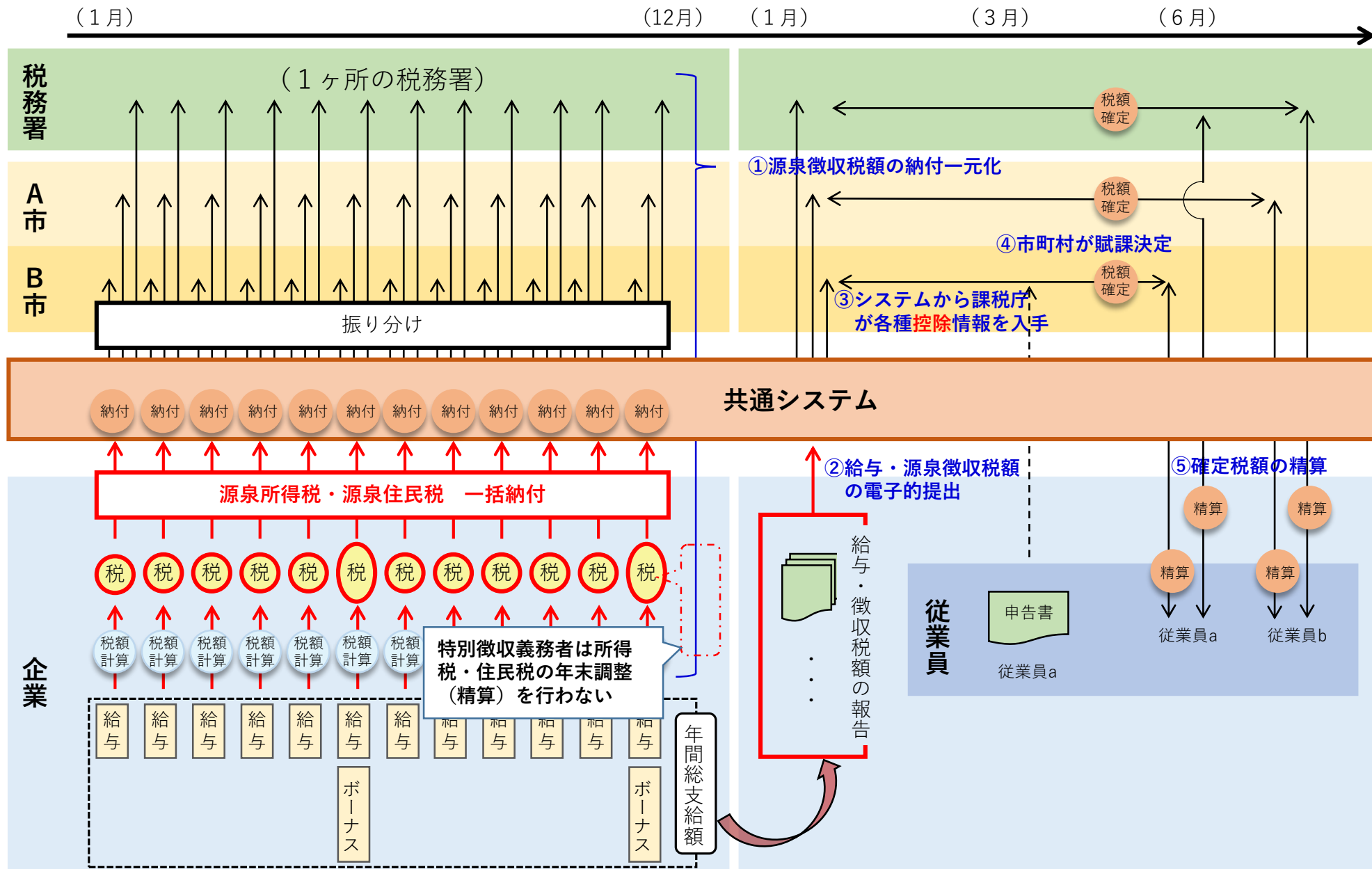
事務フローのイメージ図 源泉徴収・市町村賦課・システム精算方式（案3①）（給与所得者の場合）

①源泉徴収：有り ②税額確定：市町村（賦課課税） ③精算：市町村が納税者とシステムを介して行う



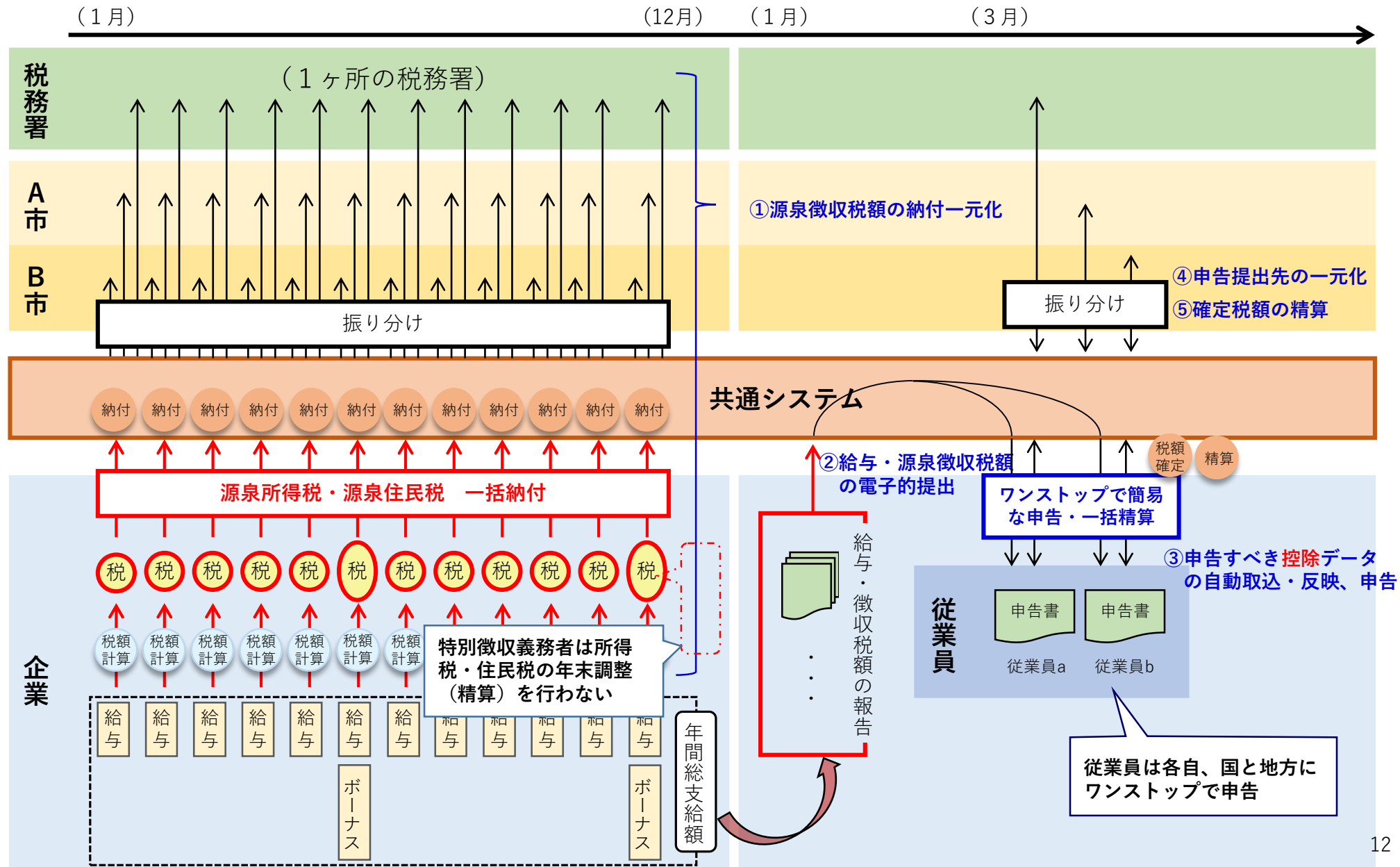
事務フローのイメージ図 源泉徴収・市町村賦課・システム精算方式（案3②）（給与所得者の場合）

①源泉徴収：有り ②税額確定：市町村（賦課課税） ③精算：市町村が納税者とシステムを介して行う



事務フローのイメージ図 源泉徴収・納税者簡易申告・システム精算方式（案3③）（給与所得者の場合）

①源泉徴収：有り ②税額確定：全納税者（申告納税） ③精算：全納税者の申告によりシステムを介して行う



現年課税化を行う場合の具体的な方式案に対する評価

- 個人住民税の現年課税化は、所得税同様、収入の発生と同時に税を徴収することで実現が可能となるが、税額の確定や精算に相当する事務を誰がどのタイミングで実施するか、納税者の申告を要するかという観点から複数の具体的な方式案が考えられる。
- 本分科会では、特別徴収義務者や区市町村といった関係者に、各方式案の課題や、受け入れやすさなどの意見も聞きながら検討を行った。

【所得税方式（案１）】

- 特別徴収義務者は年末調整について、短期間での膨大な事務処理、毎年の改正事項への正確な制度理解、責任の所在が特別徴収義務者にあることで間違いが許されないことに非常に苦慮しているため、個人住民税の年末調整を追加で行うことは極めて困難である。市町村からも、特別徴収義務者に現行以上の負担を強いるべきではないとの意見があった。

【源泉徴収・市町村精算方式（案２）】

- 市町村からは、案１よりは本案が望ましいとの意見があったが、大量の還付・追徴が発生し、還付手数料・通知の郵送料等の経費や還付口座情報の把握等、課題も多い。
- また、現行制度下では原則事務負担を負う必要がなかった納税者に、還付金受取口座の届出等追加的な事務負担を負わせることになること、翌年度の精算となるため会計年度がまたがることも課題となる。

現年課税化を行う場合の具体的な方式案に対する評価

- 案１・案２は、特別徴収義務者及び市町村の一方が精算に相当する事務を担うため、事務負担が偏ること等から、課税・徴収に係る現行の制度を可能な限り維持しながら現年課税化を実現する、市町村計算方式案（案２'）を本分科会として発案し、検討した。

【源泉徴収・市町村計算方式（案２'）】

- 特別徴収義務者からは、納税者に負担を負わせるべきではないとして、本案が望ましいとの意見もあったが、現年課税が実現するだけで、特別徴収義務者、市町村、納税者のいずれにとっても事務負担が減らず、見直す意味がないとの意見が大勢を占めた。その他、翌年度の精算となるため会計年度がまたがる、退職者の精算が困難など課題も多い。
- 案１～２'は、人手を駆使した紙ベースでの手続きを前提としていることから、現行と比べ、全体の業務量を削減するものではなく、当事者の一方に事務負担が偏るか、偏らずとも軽減もされない。
- ヒアリングを行う中で、現年課税化に当たっては、「事務負担の軽減」も重要な視点であることが浮き彫りとなった。今後、人口減少社会に突入していくなか、社会全体の生産性向上が求められることから、システムの活用、デジタル化の推進は不可欠である。そこで、税務事務に係るシステムの進展状況などを踏まえ、システムを活用した方式案の検討を進めた。

現年課税化を行う場合の具体的な方式案に対する評価

- 源泉徴収・市町村精算方式（案２）は、現行の事務手続き（税額計算や還付）を活用するスキームであり、システム化によって効率化が図られる余地の大きい案であることから、本方式の一部事務にシステムを導入する源泉徴収・市町村賦課・システム精算方式（案３①）を本分科会として発案し、検討した。

【システムの活用：源泉徴収・市町村賦課・システム精算方式（案３①）】

- 源泉徴収・市町村精算方式（案２）における現年課税化に際しての課題は、精算業務の発生が大量に見込まれることである。この点について、例えば紙による処理に代え電子的に通知することや、マイナンバーと連携して還付先の公金受取口座情報が自動的に登録されるなど還付事務をシステム化し負担を大幅に軽減することができれば、納税者及び市町村の双方の事務負担軽減となり、本方式は現年課税化を実現する有効な方式になると考えられる。
- 本方式は、現行制度の市町村による税額確定行為を維持する点において、納税者に追加的負担を負わせることがないため、納税者も受け入れやすいのではないかと考える。
- ただし、本方式においても、特別徴収義務者による所得税の年末調整が残ること、翌年度の精算となるため会計年度がまたがることが課題となる。

現年課税化を行う場合の具体的な方式案に対する評価

- システムの更なる活用により、各種控除情報や所得情報の把握を簡便にすることで、事務処理負担の効率化・事務負担の軽減がより図られる方策も考えられるため、本分科会として以下の2つの案を発案し、検討した。

【システムの活用：源泉徴収・市町村賦課・システム精算方式（案3②）】

- システムと連携された各種控除情報等を官公署が活用することで、所得税においても特別徴収義務者の年末調整が不要となる。また、市町村にとっても、情報が一元化されることにより、税額確定に係る業務が削減される。このように、社会全体の負担が軽減され、人的資源を有効に活用できることは生産性向上につながり、大きなメリットである。
- 税額の確定に必要な情報を入手できる場合、納税者からの申告を待つよりも、賦課する方が、納税者に追加的事務負担を負わせることもなく、簡素で効率的である。
- 一方、官公署が税額確定のために必要な納税者個人の各種情報を入手・活用することについて、住民の理解をどのように得ていくのが課題となる。

【システムの活用：源泉徴収・納税者簡易申告・システム精算方式（案3③）】

- システムと連携された情報を活用し、納税者が簡便な方法で申告する制度に変わること、所得税における特別徴収義務者の年末調整が不要となる。また、申告制度に移行するが、市町村にとっても、正確に情報を反映した申告がされることで、申告に係る調査等の事務が軽減される。このように、社会全体の負担が軽減され、人的資源を有効に活用できることは生産性向上につながり、大きなメリットである。
- 納税者が申告することは、国民の納税者意識を涵養し、税金の使途の監視や問題意識を向上させることが期待できる。
- ただし、申告データの自動取込・反映により簡単に申告が完了し、企業に対して行う年末調整と、納税者の負担感が変わらないものであっても、確定申告が必須になることに対し、住民の理解をどのように得ていくのかは、なお課題である。

まとめ

- 現年課税化については、長年、国において、実際に導入した場合の方式案（所得税方式・市町村精算方式）も検討されてきたが、人手を駆使した紙処理を前提としているため、現年課税化による事務負担の増加や偏りを解消するものではなかった。
- 今後、人口減少社会に突入していく中、社会全体の生産性向上が求められることから、税務のペーパーレスを推進するとともに、デジタル化によりこれまで人が行っていた事務をシステムに代替させていくことが求められている。
- 現在、eLTAXを通じた、複数自治体への一括納付、国と自治体間への提出データの自動振り分け等が実現している。また、マイナポータルとの連携により各種控除情報等の確定申告への自動入力機能は備わっているなど、税務事務のデジタル化が進展している。将来的に国は、数回のクリックやタップで確定申告が完了する「日本版記入済申告書」（書かない確定申告）の実現を構想している。
- 本分科会は、こうした状況やビジョンの延長線上に、所得情報や源泉徴収税額情報、各種控除情報の把握を可能とし各種団体間を連携する「共通システム」の実現を想定し、それを活用した案を3案提案して検討を行った。
- 「共通システム」を実現し、これまで人手を駆使した紙処理を大幅に削減することができれば、ステークホルダーの事務負担の軽減や理解が進み、現年課税化に向け大きく前進する。将来的な現年課税化の在り方として、このシステムを活用した方式案が望ましい。

今後の検討に向けて

- 今般、関係団体ヒアリングにおいて、現年課税化に伴い発生する事務負担の増加にとどまらず、源泉徴収、年末調整（精算）といった個人所得課税全体に係る事務負担の軽減も重要な視点であることが明らかとなった。
- 既存業務の削減や制度移行に伴う新規業務の軽減などが、システムの活用により実現すれば、社会全体の負担が軽減され、人的資源を有効に活用できることとなり、生産性向上につながる。
- また、「共通システム」を活用した方式は、現年課税化の実現はもとより、あらゆる政策の基礎になりうる。例えば、リアルタイムの所得情報、還付先口座の把握が可能となり、生活困窮者等への速やかな給付や、給付付き税額控除の実現にもつながるなど、税務情報が関わる様々な行政課題を迅速かつ効率的に解決する切り札となる。
- 一方、「共通システム」が、税務事務のデジタル化の状況やビジョンの延長線上に存在するものであるとしても、どう実現していくか、検討が必要である。
- また、個人住民税を現年課税化することは、大きな制度変革になるため、住民の理解は欠かせない。
- 個人住民税の現年課税化の実現に当たっては、社会全体の生産性向上の観点、給付行政への活用など副次的な効果を含む現年課税化がもたらすメリットと、それを実現するためのコストとの比較衡量により、各当事者が制度の変更に納得できる理由を示していくことが重要である。
- 今後は、社会状況の変化並びにマイナンバーの普及、利活用による税務手続及び企業における税務事務のDXの進展を踏まえながら、個人住民税の現年課税化について引き続き検討を進めていく必要がある。